



鶴田町告示第17号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

令和8年3月16日

鶴田町長 相川正光



- 1 指定納付受託者の住所及び法人氏名
所在地：東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F
株式会社さとふる
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付させるふるさと納税寄附金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和8年4月1日から契約期間満了の日まで